

大宮高第29号
令和6年4月19日

各高等学校長 }
各特別支援学校長 } 様

埼玉県高等学校連合教育研究会会長 松中 直司
(埼玉県立大宮高等学校長)

令和6年度埼玉県高等学校連合教育研究会会員調査
及び会費納入について(依頼)

時下、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

埼玉県高等学校連合教育研究会(以下「高連研」という)加盟の各種教育研究団体は、現在23の団体を数え、加盟教職員数も延べ10,000名を超えています。それぞれが生徒への還元を第一義に、充実した教育研究活動をしております。これもひとえに貴職の御指導・御協力の賜と心から感謝いたしております。

つきましては、趣旨を御理解の上、本年度も会員の確保及び会費の納入について特段の御配慮をお願い申し上げます。

なお、会員数の調査及び会費の納入については下記の要領でお願いいたします。

記

1 令和6年度高連研会員数調査報告書について

※今年度のみ、例年と異なる書式となっておりますので、ご注意ください。

(1) 別紙A3判の調査用紙に入力します。今年度の様式を用いて、記入上の注意をよく読み、研究会毎に、加入する先生方に上から通し番号をつけてください。

(2) 「1国語」から「13書道」までと「21保健体育」「22情報」及び「23福祉」の各教科研究会については、当該教科の常勤職員、再任用職員は必ず加入してください。
「7農業」「11音楽」「12美工」「13書道」「22情報」「23福祉」の非常勤講師はできるだけ加入してください。

(3) 「14放送」から「20安全」までの各研究会について

① 「20安全」は全日制2名以上、定時制・通信制等は1名以上、

「18給食」は定時制・通信制等は2名以上、

「14放送」「15図書」「16視聴」「17進路」「19相談」は、全日制3名以上、定時制・通信制等は1名以上加入してください。

② すでに(2)の教科研究会に加入した職員等は、重複加入となります。

③ 各研究会で、役員となっている方は、必ず入力してください。

- (4) 会員数調査報告書は、全日制、定時制等の課程別に作成してください。
- (5) 会員数調査報告書は、電子データを電子メールの添付ファイルとして下記メールアドレスに提出してください。**(職印は不要です。)**

Eメール(電子データ)のみを提出する。

提出方法	電子メール(添付ファイル)	備考
留意事項	1 メール の 件 名 : 「 <u>〇〇学校(◆◆制課程)R6 会員数報告</u> 」 2 ファイル名(Excel) : 「 <u>〇〇学校(◆◆制課程)R6 会員数報告</u> 」	※電子データのみ提出です。 ※職印は必要ありません。
送付先	(大宮高校 教頭 山本) m410931c@pref.saitama.lg.jp	※枝番“C”にご注意ください。
締切日	<u>5月31日(金)必着</u> ※厳守のこと	※添付ファイルにパスワード設定がある場合は、パスワードのメール送信もお願いします。

※ 会員数調査報告書の様式は、大宮高校のホームページ上の「高連研ウェブサイト」のページからもダウンロードできます。

ページのURL <https://ohmiya-h.spec.ed.jp/高連研ウェブサイト>

2 会費の納入について(別紙参照)

- (1) 会員数調査報告書中の「全会員数の合計」に900円を乗じた金額を算出したうえで、特別活動研究会退会による特例返金額を差し引いた額(報告書で算出した額)を下記の口座に振り込んでください。なお、勝手ながら振込手数料は各学校にて御負担いただきますようお願いいたします。

<振込先>

(金融機関名) 埼玉りそな銀行 (本支店名) さいたま新都心支店
(口座種別) 普通 (口座番号) 0070646

(口座名義) コウレンケンゼンタイカイケイ 高連研全体会計 ダヒョウシヤ 代表者 マツナカ 松中 タダシ 直司

- (2) 通帳に記載される文字数は限られています。振込の際、次の点に御配慮ください。

- ア 県立学校については、「埼玉県立」をつけないでください。
- イ 複数の課程を併置する学校は、課程別に振り込んでください。
- ウ 会員数調査報告書の「会費合計」金額を御確認のうえ、振り込んでください。
- エ 事務局側で振込依頼人を判別しやすいように御記入ください。

例	(高校名)	(振込依頼人名)	(通帳の記載)
	埼玉県立大宮工業高校	→ 大宮工業	→ オオミヤコウギョウ
	埼玉県立大宮工業高校(定)	→ 大宮工業定	→ オオミヤコウギョウテイ
	さいたま市立浦和南高校	→ 市立浦和南	→ イチリツウラワミナミ

(3) 必ず5月31日(水)までに振り込んでください。

(参考)

高連研会費徴収および会費と補助金の配分規程（抜粋）

1 目的

この規程は、本会経理の健全化と自主財源の確保を図り、併せて国または地方公共団体による教育研究団体への補助事業に即応することを目的とする。

2 会費

会費は単位団体ごとに、一人年額900円とする。

3 会費の徴収および会費の補助金の配分

- (1) 本会会員たる校長および教職員は、それぞれ所定の年間会費を、毎年度5月末日までに本会事務局に納入する。
- (2) 会費納入は、所属学校を単位に一括して、これを行なうものとする。
- (3) 配分は、本会の各研究会を単位として行なう。
- (4) 会費の徴収および会費・補助金の配分については、理事会が原案を作成し、評議員会の承認を得るものとする。